

農水産物品質管理法（略称：農水産物品質法）

[施行2020年2月28日] [法律第16540号，2019年8月27日 一部改正]

農林畜産食品部（食生活消費政策課-農産物） 044-201-2278, 2279

海洋水産部（漁村養殖政策課-水産物） 044-200-5619, 5618

食品医薬品安全処（農水産物安全課-安全性） 043-719-3276

第1章 総則

第1条（目的） この法律は農水産物の適切な品質管理を通じて、農水産物の安全性を確保し商品性を向上させ、公正で透明な取り引きを誘導することによって農漁民の所得増大と消費者保護に資することを目的とする。

第2条（定義） ① この法律において使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「農水産物」とは、次の各目の農産物と水産物をいう。
 - イ. 農産物：「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第6号イ. 目の農産物
 - ロ. 水産物：「水産業・漁村発展基本法」第3条第1号イ. 目による漁業活動から生産される産物（「塩産業振興法」第2条第1号による塩を除く）
2. 「生産者団体」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第3条第4号、「水産業・漁村発展基本法」第3条第5号の生産者団体とその他に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める団体をいう。
3. 「物流標準化」とは、農水産物の運送・保管・荷役・包装等、物流の各段階で使用される機器・容器・設備・情報等を規格化して、互換性と連係性を円滑にすることをいう。
4. 「農産物優秀管理」とは、農産物（畜産物を除く。以下この号で同じ）の安全性を確保して農業環境を保全するために農産物の生産、収穫後の管理（農産物の貯蔵・洗浄・乾燥・選別・剥皮・切断・調製・包装等を含む）及び流通の各段階で作物が栽培される農耕地及び農業用水等の農業環境と農産物に残留する可能性のある農薬、重金属、残留性有機汚染物質又は有害生物等の危害要素を適切に管理することをいう。
5. 削除<2012年6月1日>
6. 削除<2012年6月1日>
7. 「履歴追跡管理」とは、農水産物（畜産物を除く。以下この号で同じ）の安全性等の問題発生する場合においては、当該農水産物を追跡して原因を究明して必要な措置が行えるよう農水産物の生産段階から販売段階までの各段階別に情報を記録・管理することをいう。
8. 「地理的表示」とは、農水産物又は第13号による農水産加工品の名声・品質、その他の特徴が本質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、当該農水産物又は農水産加工品がその特定地域で生産・製造及び加工されたことを示す表示をいう。
9. 「同音異義語の地理的表示」とは、同じ品目についての地理的表示において他人の地理的表示と発音は同じだがその地域が異なる地理的表示をいう。
10. 「地理的表示権」とは、この法律により登録された地理的表示（同音異義語の地理的表示を含む。以下同じ）を排他的に使用することができる知識財産権をいう。

11. 「遺伝子変形農水産物」とは、人工的に遺伝子を分離又は組み換えして、意図した特性を有するようにした農水産物をいう。
 12. 「有害物質」とは、農薬、重金属、抗生物質、残留性有機汚染物質、病原性微生物、かび毒素、放射性物質、有毒性物質等、食品に残留又は汚染し人の健康に害を及ぼす可能性のある物質として総理令で定めるものをいう。
 13. 「農水産加工品」とは、次の各目のことをいう。
 - イ. 農産加工品：農産物を原料又は材料として加工した製品
 - ロ. 水産加工品：水産物を大統領令で定める原料若しくは材料の使用比率又は成分含量等の基準により加工した製品
 14. 削除<2017年11月28日>
- ② この法律で別段の定義がされていない用語は「農業・農村及び食品産業基本法」と「水産業・漁村発展基本法」で定めるところによる。<改正2015年6月22日>

第3条（農水産物品質管理審議会の設置） ① この法律による農水産物及び水産加工品の品質管理等に関する事項を審議するために農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の所属として農水産物品質管理審議会（以下“審議会”という）を置く。<改正2013年3月23日>

② 審議会は委員長及び副委員長各1名を含む60名以内の委員で構成する。

③ 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が委員の中から指名する者とする。

④ 委員は次の各号に定めるものと者とする。<改正2013年3月23日>

1. 教育部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、食品医薬品安全処、農村振興庁、山林庁、特許庁、公正取引委員会所属の公務員の中から所属機関の長が指名した者と、農林畜産食品部所属の公務員の中から農林畜産食品部長官が指名した者、又は海洋水産部所属の公務員の中から海洋水産部長官が指名した者
2. 次の各目の団体及び機関の長が所属の役員・職員の中から指名した者
 - イ. 「農業協同組合法」による農業協同組合中央会
 - ロ. 「山林組合法」による山林組合中央会
 - ハ. 「水産業協同組合法」による水産業協同組合中央会
 - ニ. 「韓国農水産食品流通公社法」による韓国農水産食品流通公社
 - ホ. 「食品衛生法」による韓国食品産業協会
 - ヘ. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国農村経済研究院
 - ト. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国海洋水産開発院
 - チ. 「科学技術分野の政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」による韓国食品研究院
 - リ. 「韓国保健産業振興院法」による韓国保健産業振興院
 - ヌ. 「消費者基本法」による韓国消費者院
3. 市民団体（「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体をいう）で推薦した者の中から農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が委嘱した者
4. 農水産物の生産・加工・流通又は消費の分野で専門的な知識又は経験が豊富な者の中から農林畜産食品部長官

又は海洋水産部長官が委嘱した者

- ⑤ 第4項第3号及び第4号による委員の任期は3年とする。
- ⑥ 審議会に農水産物及び農水産加工品の地理的表示の登録審議のための地理的表示登録審議分科委員会を置く。
- ⑦ 審議会の業務のうち特定分野の事項を効率的に審議するために大統領令で定める分野別分科委員会を置くことができる。
- ⑧ 第6項による地理的表示登録審議分科委員会及び第7項による分野別分科委員会で審議した事項は審議会で審議されたものとみなす。
- ⑨ 農水産物品質管理等の国際動向を調査・研究させるために審議会に研究委員を置くことができる。〈新設2017年4月18日〉
- ⑩ 第1項から第9項までに規定した事項以外の審議会及び分科委員会の構成と運営等に必要な事項は大統領令で定める。〈改正2017年4月18日〉

第4条（審議会の職務） 審議会は次の各号に掲げる事項を審議する。〈改正2012年6月1日，2013年3月23日，2013年3月23日〉

- 1. 標準規格及び物流標準化に関する事項
- 2. 農産物優秀管理・水産物品質認証及び履歴追跡管理に関する事項
- 3. 地理的表示に関する事項
- 4. 遺伝子変形農水産物の表示に関する事項
- 5. 農水産物（畜産物を除く）の安全性調査及びその結果に対する措置に関する事項
- 6. 農水産物（畜産物を除く）及び水産加工品の検査に関する事項
- 7. 農水産物の安全及び品質管理に関する情報の提供に関して、総理令、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める事項
- 8. 輸出を目的とする水産物の生産・加工施設及び海域の衛生管理基準に関する事項
- 9. 水産物及び水産加工品の第70条による危害要素重点管理基準に関する事項
- 10. 指定海域の指定に関する事項
- 11. 他の法令で審議会の審議事項として定めている事項
- 12. その他農水産物及び水産加工品の品質管理等に関して、委員長が審議に付する事項

第3章 地理的表示

第1節 登録

第32条（地理的表示の登録） ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、地理的特性を有する農水産物又は農水

産加工品の品質の向上と地域特化産業の育成及び消費者保護のため、地理的表示の登録制度を実施する。〈改正2013年3月23日，2013年3月23日〉

② 第1項による地理的表示の登録は、特定地域で地理的特性を有した農水産物又は農水産加工品を生産し、又は製造・加工する者で構成された法人のみ申請することができる。ただし、地理的特性を有した農水産物又は農水産加工品の生産者又は加工業者が1人の場合には法人でなくても登録申請をすることができる。

③ 第2項に該当する者であって第1項による地理的表示の登録を受けようとする者は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めた登録申請書類及びその付属書類を農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。登録した事項のうち農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更しようとする時も同様とする。〈改正2013年3月23日，2013年3月23日〉

④ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は第3項により登録の申請を受けた場合、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、第9項による登録拒絶理由がない場合は、地理的表示登録申請の公告決定（以下、「公告決定」という）をしなければならない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ）に抵触するかについて予め特許庁長の意見を聴かなければならない。〈改正2013年3月23日，2013年3月23日〉

⑤ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は公告決定をする時には、その決定内容を官報とインターネットのホームページに公告し、公告の日から2月の間、地理的表示登録申請書類及びその付属書類を一般人が閲覧することができるようにしなければならない。〈改正2013年3月23日，2013年3月23日〉

⑥ 何人も第5項による公告日から2月以内に異議事由を記載した書類と証拠とを添付して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に異議を申立てることができる。〈改正2013年3月23日，2013年3月23日〉

⑦ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は次の各号の場合には、地理的表示の登録を決定して申請者に知らせなければならない。〈改正2013年3月23日〉

1. 第6項による異議申立を受けた場合には、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て登録を拒絶する正当な事由がないと判断される場合

2. 第6項による期間に異議申立がなかった場合

⑧ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が地理的表示の登録をした時には、地理的表示権者に地理的表示登録証を交付しなければならない。〈改正2013年3月23日〉

⑨ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は第3項により登録申請された地理的表示が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の拒絶を決定して申請者に知らせなければならない。〈改正2013年3月23日〉

1. 第3項により先に登録申請され、又は第7項により登録された他人の地理的表示と同一又は類似の場合

2. 「商標法」により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似の場合

3. 韓国内で広く知られた他人の商標又は地理的表示と同一又は類似の場合

4. 一般名称[農水産物又は農水産加工品の名称が起原的に生産地や販売場所と関連があり、又は長く使用され普通名詞化された名称をいう]に該当する場合

5. 第2条第1項第8号による地理的表示又は同項第9号による同音異義語の地理的表示の定義に合致しない場合

6. 地理的表示の登録を申請した者がその地理的表示を使用することができる農水産物又は農水産加工品を生産・製造又は加工することを業とする者について、団体への加入を禁止し、又は加入条件を厳しく定めて実質

的に許していない場合

⑩ 第1項から第9項までによる地理的表示の登録の対象品目、対象地域、申請資格、審議・公告の手続き、異議申立の手続き及び登録拒絶事由の細部基準等に必要な事項は大統領令で定める。

第33条（地理的表示原簿） ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は地理的表示原簿に地理的表示権の設定・移転・変更・消滅・回復についての事項を登録・保管する。〈改正2013年3月23日〉

② 第1項による地理的表示原簿はその全部又は一部を電子的に生産・管理することができる。

③ 第1項及び第2項による地理的表示原簿の登録・保管及び生産・管理に必要な細部事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正2013年3月23日〉

第34条（地理的表示権） ① 第32条第7項により地理的表示登録を受けた者（以下、「地理的表示権者」という）は、登録した品目について地理的表示権を有する。

② 地理的表示権は次の各号のいずれかに該当するときは、各号の利害当事者の相互間に対してはその効力が及ばない。〈改正2012年6月1日〉

1. 同音異義語の地理的表示。ただし、当該地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、当該商品の原産地と異なる地域を原産地であると混同を生じさせる場合を除く。

2. 地理的表示登録申請書の提出前に「商標法」により登録された商標又は出願審査中の商標

3. 地理的表示登録申請書の提出前に「種子産業法」及び「植物新品種保護法」により登録された品種名称又は出願審査中の品種名称

4. 第32条第7項により地理的表示登録を受けた農水産物又は農水産加工品（以下、「地理的表示品」という）と同一の品目に使用する地理的名称登録対象地域で生産される農水産物又は農水産加工品に使用する地理的名称

③ 地理的表示権者は地理的表示品に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより地理的表示をすることができる。ただし、地理的表示品中の「人参産業法」による人参類の場合には、農林畜産食品部令で定める表示方法の他に、人参類とその容器・包装等に、「高麗人参」、「高麗水参」、「高麗紅参」、「高麗太極参」又は「高麗白参」等、「高麗」が入る用語を使用して地理的表示をすることができる。〈改正2013年3月23日〉

第35条（地理的表示権の移転及び継承） 地理的表示権は他人に移転し又は継承することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の事前承認を受けて移転し又は継承をすることができる。〈改正2013年3月23日〉

1. 法人の資格で登録した地理的表示権者が法人名を改め、又は合併する場合

2. 個人の資格で登録した地理的表示権者が死亡した場合

第36条（権利侵害の禁止請求権等） ① 地理的表示権者は自身の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者にその侵害の停止又は予防を請求することができる。

② 次の各号のいずれかに該当する行為は地理的表示権を侵害するものとみなす。

1. 地理的表示権のない者が登録された地理的表示と同一又は類似の表示（同音異義語の地理的表示の場合には、当該地理的表示が特定地域の商品を表示するものであると需要者が明確に認識していて、当該商品の原産地と異なる地域を原産地であると需要者をして混同を生じさせる地理的表示のみ該当する）を登録品目と同一又は類似の品目の製品・包装・容器・宣伝物又は関連書類に使用する行為
2. 登録された地理的表示を偽造し又は模造する行為
3. 登録された地理的表示を偽造し又は模造する目的で交付・販売・所持する行為
4. その他、地理的表示の名声を侵害するとともに登録された地理的表示品と同一又は類似の品目に直接又は間接的な方法で商業的に利用する行為

第37条（損害賠償請求権等） ① 地理的表示権者は故意又は過失で自身の地理的表示に関する権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる。この場合、地理的表示権者の地理的表示権を侵害した者に対しては、その侵害行為についてその地理的表示がすでに登録された事実を知っていたものと推定する。

② 第1項による損害額の推定等については、「商標法」第110条及び第114条を準用する。〈改正2016年2月29日〉

第38条（虚偽表示等の禁止） ① 何人も地理的表示品ではない農水産物又は農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示やそれに類する表示をしてはならない。

② 何人も地理的表示品に地理的表示品ではない農水産物又は農水産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列してはならない。

第39条（地理的表示品の事後管理） ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は地理的表示品の品質水準維持と消費者の保護のために関係公務員に次の各号の事項を指示することができる。〈改正2013年3月23日〉

1. 地理的表示品の登録基準への適合性の調査
2. 地理的表示品の所有者・占有者又は管理人等の関係帳簿又は書類の閲覧
3. 地理的表示品の試料を回収して調べ、又は専門試験機関等に試験を依頼

② 第1項による調査・閲覧又は回収に関しては第13条第2項及び第3項を準用する。

③ 第1項により調査・閲覧又は回収をする関係公務員に関しては第13条第4項を準用する。

④ 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は地理的表示の登録制度の活性化のために、次の各号の事業をすることができる。〈新設2016年12月2日〉

1. 地理的表示の登録制度の広報及び地理的表示品の販路支援に関する事項
2. 地理的表示の登録制度の運営に必要な教育・訓練に関する事項
3. 地理的表示関連の実態調査に関する事項

第40条（地理的表示品の表示の是正等） 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は地理的表示品が次の各号のいず

れかに該当するとき、大統領令で定めるところにより是正を命じ、又は販売の禁止、表示の停止又は登録の取消しをすることができる。〈改正2013年3月23日〉

1. 第32条による登録基準に満たない場合
2. 第34条第3項による表示方法に違反した場合
3. 当該地理的表示品の生産量の急減等、地理的表示品の生産計画の履行が困難であると認められる場合

第41条（「特許法」の準用） ① 地理的表示に関しては、「特許法」第3条から第5条まで、第6条[第1号（特許出願の放棄を除く）、第5号、第7号及び第8号に限定する]、第7条、第7条の2、第8条、第9条、第10条（第3項を除く）、第11条（第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号を除く）、第12条から第15条まで、第16条（第1項ただし書を除く）、第17条から第26条まで、第28条（第2項ただし書は除く）、第28条の2から第28条の5まで及び第46条を準用する。〈改正2014年6月11日〉

② 第1項の場合の「特許法」第6条第7号及び第15条第1項中「第132条の17」とあるのは『「農水産物品質管理法」第45条』と読み替えるものとし、「特許法」第17条第1号中の「第132条の17」は『「農水産物品質管理法」第45条』と、同条第2号中の「第180条第1項」は『「農水産物品質管理法」第55条により準用される「特許法」第180条第1項』と、「特許法」第46条第3号中の「第82条」は『「農水産物品質管理法」第113条第8号及び第9号』と読み替えるものとする。〈改正2014年6月11日、2016年2月29日〉

③ 第1項の場合の「特許」とあるのは「地理的表示」と、「出願」は「登録申請」と、「特許権」は「地理的表示権」と、「特許庁」・「特許庁長」及び「審査官」は「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官」と、「特許審判院」は「地理的表示審判委員会」と、「審判長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「審判官」は「審判委員」と、「産業通商資源部令」は「農林畜産食品部令又は海洋水産部令」と読み替えるものとする。〈改正2013年3月23日〉

第2節 地理的表示の審判

第42条（地理的表示審判委員会） ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は次の各号の事項を審判するために農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官所属として地理的表示審判委員会（以下「審判委員会」という）を置く。〈改正2013年3月23日〉

1. 地理的表示に関する審判及び再審
2. 第32条第9項による地理的表示登録拒絶又は第40条による登録の取消しについての審判及び再審
3. その他、地理的表示に関する事項のうち大統領令で定める事項

② 審判委員会は委員長1名を含む10名以内の審判委員（以下「審判委員」という）で構成する。

③ 審判委員会の委員長は審判委員の中から農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が定める。〈改正2013年3月23日〉

④ 審判委員は関係公務員と知識財産権分野又は地理的表示分野の学識と経験が豊富な者の中から農林畜産食品

部長官又は海洋水産部長官が委嘱する。〈改正2013年3月23日〉

⑤ 審判委員の任期は3年とし、一度だけ連任することができる。

⑥ 審判委員会の構成・運営に関する事項とその他必要な事項は大統領令で定める。

第43条（地理的表示の無効審判） ① 地理的表示に関する利害関係人又は第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会は、地理的表示が次の各号のいずれかに該当するときは無効審判を請求することができる。

1. 第32条第9項による登録拒絶事由に該当するにもかかわらず登録された場合
2. 第32条により地理的表示の登録がされた後に、その地理的表示が原産国で保護が中断し、又は使われなくなった場合

② 第1項による審判は請求の利益があればいつでも請求することができる。

③ 第1項第1号により地理的表示を無効にする旨の審決が確定したときは、その地理的表示権は、最初からなかったものとみなし、第1項第2号により地理的表示を無効にする旨の審決が確定したときは、その地理的表示権は、その地理的表示が第1項第2号に該当した時からなかったものとみなす。

④ 審判委員会の委員長は、第1項の審判が請求されたときは、その趣旨を当該地理的表示権者に知らせなければならない。

第44条（地理的表示の取消審判） ① 地理的表示が次の各号のいずれかに該当するときは、その地理的表示の取消しの審判を請求することができる。

1. 地理的表示の登録をした後、地理的表示の登録をした者がその地理的表示を使用することができる農水産物又は農水産加工品を生産又は製造・加工することを業とする者に対して、団体への加入を禁止し、又は加入条件を厳しく定める等、団体の加入を実質的に許していない場合、又はその地理的表示を使用できない者に対して登録団体の加入を許した場合
2. 地理的表示登録団体又はその所属団体会員が地理的表示を誤って使用することにより需要者をして商品の品質について誤認を生じさせ、又は地理的な出处について混同を生じさせた場合

② 第1項による取消しの審判は、取消理由に該当する事実がなくなった日から3年が経過した後には請求することができない。

③ 第1項により取消しの審判を請求した場合には、請求の後に、その審判の請求の理由に該当する事実がなくなったときでも取消しの事由に影響を及ぼさない。

④ 第1項による取消しの審判は何人も請求することができる。

⑤ 地理的表示登録を取消す旨の審決が確定したときには、その地理的表示権はその時から消滅する。

⑥ 第1項の審判の請求に関しては第43条第4項を準用する。

第45条（登録拒絶等に対する審判） 第32条第9項により地理的表示の登録拒絶の通報を受けた者又は第40条により登録が取消された者は、異議があるときは登録拒絶又は登録の取消しの通報を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

第46条（審判請求方式） ① 地理的表示の無効の審判・取消しの審判又は地理的表示の登録の取消しに対しての審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書に申請資料を添付して、審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合にはその名称、代表者の氏名及び営業所の所在地）
2. 代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人が法人の場合にはその名称、代表者の氏名及び営業所の所在地）
3. 地理的表示の名称
4. 地理的表示の登録の日及び登録番号
5. 登録取消の決定日（登録の取消しに対する審判請求のみ該当する）
6. 請求の趣旨及びその理由

② 地理的表示の登録拒絶に対して審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書に申請資料を添付して、審判委員会の委員長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名と住所（法人の場合にはその名称、代表者の氏名及び営業所の所在地）
2. 代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人が法人の場合にはその名称、代表者の氏名及び営業所の所在地）
3. 登録申請の日
4. 登録拒絶の決定日
5. 請求の趣旨及びその理由

③ 第1項と第2項により提出された審判請求書を補正する場合にはその要旨を変更することができない。ただし、第1項第6号と第2項第5号の請求の理由は変更することができる。

④ 審判委員会の委員長は第1項又は第2項により請求された審判に第32条第6項による地理的表示の異議申立に関する事項が含まれているときは、その趣旨を地理的表示の異議申立人に知らせなければならない。

第47条（審判の方法等） ① 審判委員会の委員長は第46条第1項又は第2項による審判が請求されたときは、第49条により審判を行わせる。

② 審判委員は、職務上、独立して審判をする。

第48条（審判委員の指定等） ① 審判委員会の委員長は審判の請求件ごとに第49条による合議体を構成する審判委員を指定して審判を行わせる。

② 審判委員会の委員長は第1項の審判委員の中に審判の公正性を害するおそれがある者がいるときは、他の審判委員に審判をさせることができる。

③ 審判委員会の委員長は第1項により指定された審判委員の中から1名を審判長に指定しなければならない。

④ 第3項により指定された審判長は審判委員会の委員長から指定を受けた審判事件に関する事務を統括する。

第49条（審判の合議体） ① 審判は3名の審判委員で構成する合議体が行う。

② 第1項の合議体の合意は過半数の賛成により決定する。

③ 審判の合議は、これを公開しない。

第50条（「特許法」の準用） ① 審判に関しては「特許法」第139条、第141条（第1項第2号イ．目はこの法で準用される事項に限定する。以下同じ）、第142条、第147条から第153条まで、第153条の2、第154条から第166条まで、第171条、第172条及び第176条を準用する。

② 第1項の場合「特許法」第139条第1項中「第133条第1項、第134条第1項・第2項若しくは第137条第1項の無効審判又は第135条第1項・第2項の権利範囲確認審判」とあるのは、『「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判、同法第44条第1項の取消審判及び同法第45条の登録拒絶等に対する審判』と読み替えるものとし、「特許法」第141条第1項第1号「第140条第1項・第3項乃至第5項又は第140条の2第1項」『「農水産物品質管理法」第46条第1項又は第2項』と、「特許法」第141条第1項第2号ロ．目中「第82条」は『「農水産物品質管理法」第113条』と、「特許法」第161条第2項中「第133条第1項の無効審判又は第135条の権利範囲確認審判」は『「農水産物品質管理法」第43条第1項の無効審判』と読み替え、また、「特許法」第165条第1項中「第133条第1項、第134条第1項・第2項、第135条及び第137条第1項」とあるのは、『「農水産物品質管理法」第43条第1項及び第44条第1項』と、「特許法」第165条第3項中「第132条の17、第136条又は第138条」は『「農水産物品質管理法」第45条』と、「特許法」第176条第1項中「第132条の17」は『「農水産物品質管理法」第45条』と読み替えるものとする。〈改正2016年2月29日〉

③ 第1項の場合の用語は第41条第3項に従うものとし、「特許審判員長」は「地理的表示審判委員会委員長」と、「弁理士」は「代理人」と読み替えるものとする。

第3節 再審及び訴訟

第51条（再審の請求） ① 審判の当事者は審判委員会で確定した審決に対して異議があるときは再審を請求することができる。

② 第1項の再審請求に関しては「民事訴訟法」第451条及び第453条第1項を準用する。

第52条（詐害審決に対する不服請求） ① 審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を侵害する目的で審決をさせたときは、その第三者はその確定した審決に対し再審を請求することができる。

② 第1項による再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

第53条（再審によって回復した地理的表示権の効力の制限） 次の各号のいずれかに該当する場合、地理的表示権の効力は当該審決の確定後、再審請求の登録前に善意でした行為には及ばない。

1. 地理的表示権が無効になった後に、再審によってその効力が回復した場合

2. 登録拒絶に対する審判請求が受け入れられない旨の審決があった地理的表示登録に対し、再審によって地理的表示権の設定登録がある場合

第54条（審決等に対する訴訟） ① 審決に対する訴訟は特許法院の専属管轄とする。

- ② 第1項による訴訟は、当事者、参加人又は当該審判又は再審に参加申請をし、その申請を拒否された者だけが提起することができる。
- ③ 第1項による訴訟は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から60日以内に提起しなければならない。
- ④ 第3項の期間は不変期間とする。
- ⑤ 審判を請求することができる事項に関する訴訟は、審決に対してのものでなければ提起することができない。
- ⑥ 特許法院の判決に対しては大法院に上告することができる。

第55条（「特許法」等の準用） ① 地理的表示に関する再審の手続き及び再審の請求に関しては、「特許法」第180条、第184条及び「民事訴訟法」第459条第1項を準用する。

- ② 地理的表示に関する訴訟に関しては、「特許法」第187条・第188条及び第189条を準用する。この場合の用語は第41条第3項及び第50条第3項に従うものとし、「特許法」第187条の本文中「第186条第1項により訴を提起する場合には」とあるのは『「農水産物品質管理法」第54条により訴訟を提起する場合には』と読み替えるものとし、「特許法」第187条ただし書中「第133条第1項、第134条第1項・第2項、第135条第1項・第2項、第137条第1項又は第138条第1項・第3項」は『「農水産物品質管理法」第43条第1項又は第44条第1項』と、「特許法」第189条第1項の中「第186条第1項」は『「農水産物品質管理法」第54条第1項』と読み替えるものとする。〈改正2014年6月11日，2016年2月29日〉

第110条（資金の支援） 政府は農水産物の品質向上又は農水産物の標準規格化及び物流標準化の促進等のために、次の各号のいずれかに該当する者に予算の範囲で包装資材、施設及び自動化装備等の買入及び農産物品質管理士又は水産物品質管理士の運用等に必要な資金を支援することができる。〈改正2013年3月23日，2013年8月13日〉

1. 農漁民
2. 生産者団体
3. 優秀管理認証を受けた者、優秀管理認証機関、農産物収穫後の衛生・安全管理のための施設の事業者又は優秀管理認証教育を実施する機関・団体
4. 履歴追跡管理又は地理的表示の登録をした者
5. 農産物品質管理士又は水産物品質管理士を雇用する等、農水産物の品質向上のために努力する産地・消費地流通施設の事業者
6. 第64条による安全性検査機関又は第68条による危険評価遂行機関
7. 第80条、第89条及び第99条による農水産物検査及び検定機関
8. その他、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める農水産物流通関連事業者又は団体

第111条（優先購買） ① 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は農水産物及び水産加工品の流通を円滑にし品質向上を促進するために必要なときは、優秀表示品、地理的表示品等を「農水産物流通及び価格安定に関する法律」による農水産物卸売市場又は農水産物共同販売場へ優先的に上場させ、又は取り引きを行わせることができる。〈改正2013年3月23日〉

② 国・地方自治体又は公共機関は、農水産物又は農水産加工品を購入するときには優秀表示品、地理的表示品等を優先的に購入することができる。

第113条（手数料） 次の各号のいずれかに該当する者は総理令、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより手数料を納付しなければならない。ただし、政府が買入れ又は輸出若しくは輸入する農水産物等については総理令、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより手数料を減免することができる。〈改正2013年3月23日，2016年12月2日，2017年4月18日，2019年8月27日〉

1. 第6条第3項により優秀管理認証を申請し、又は第7条第2項による優秀管理認証の更新審査、同条第3項による有効期間延長のための審査又は同条第4項による優秀管理認証の変更を申請する者
2. 第9条第2項により優秀管理認証機関の指定を申請し、又は同条第5項により更新をしようとする者
3. 第11条第2項により優秀管理施設の指定を申請し、又は同条第7項による更新を申請する者
4. 第14条第2項により品質認証を申請し、又は第15条第2項により品質認証の有効期間延長申請をする者
5. 第17条第3項により品質認証機関の指定を申請する者
6. 削除〈2012年6月1日〉
7. 第41条により準用される「特許法」第15条による期間延長申請又は同法第22条による受継の申立てをする者
8. 第43条第1項による地理的表示の無効審判、第44条第1項による地理的表示の取消審判、第45条による地理的表示の登録拒絶・取り消しに対する審判又は第51条第1項による再審を請求する者
9. 第46条第3項により補正し、又は第50条により準用される「特許法」第151条による除斥・忌避申請、同法第156条による参加申請、同法第165条による費用額決定の請求、同法第166条による執行力のある正本の請求をする者。この場合、第55条第1項により準用される「特許法」第184条による再審での申請・請求等を含む。
10. 第64条第2項により安全性検査機関の指定を申請する者
11. 第74条第1項により生産・加工施設等の登録を申請する者
12. 第79条による農産物の検査又は第85条による再検査を申請する者
13. 第80条第2項により農産物検査機関の指定を申請する者
14. 第88条第1項から第3項までの規定による水産物又は水産加工品の検査又は第96条第1項により再検査を申請する者
15. 第89条第2項により水産物検査機関の指定を申請する者
16. 第98条第1項による検定を申請する者
17. 第99条第2項前段により検定機関の指定を申請する者
18. 第107条第1項による農産物品質管理士又は水産物品質管理士資格試験を受けようとする者

第114条（聴聞等） ① 農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は食品医薬品安全処長は次の各号のいずれかに該当する処分をするときは聴聞を行わなければならない。〈改正2012年6月1日，2013年3月23日，2013年8月13日，2015年3月27日，2016年12月2日，2017年4月18日〉

1. 第10条による優秀管理認証機関の指定の取消し
 2. 第13条の2第3項による優秀管理施設の指定の取消し
 3. 第16条による品質認証の取消し
 4. 第18条による品質認証機関の指定の取消し又は品質認証業務の停止
 5. 削除〈2012年6月1日〉
 6. 第27条による履歴追跡管理登録の取消し
 7. 第31条第1項による標準規格品又は品質認証品の販売禁止又は表示の停止、同条第2項による優秀管理認証農産物の販売禁止又は同条第4項による優秀管理認証の取消し又は表示の停止
 8. 第40条による地理的表示品に対する販売の禁止、表示の停止又は登録の取消し
 9. 第65条による安全性検査機関の指定の取消し
 10. 第78条による生産・加工施設等又は生産・加工業者等に対する生産・加工・出荷・運搬の是正・制限・中止命令、生産・加工施設等の改善・保守命令又は登録の取消し
 11. 第81条による農産物検査機関の指定の取消し
 12. 第87条による検査判定の取消し
 13. 第90条による水産物検査機関の指定の取消し又は検査業務の停止
 14. 第97条による検査判定の取消し
 15. 第100条による検定機関の指定の取消し
 16. 第109条による農産物品質管理士又は水産物品質管理士資格の取消し
- ② 国立農産物品質管理院長は第83条により農産物検査官資格の取消しをするときは聴聞を行わなければならない。
- ③ 国家検疫・検査機関の長は第92条により水産物検査官資格の取消しをするときは聴聞を行わなければならない。〈改正2013年3月23日〉
- ④ 優秀管理認証機関は第8条第1項により優秀管理認証の取消しをするときは優秀管理認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。
- ⑤ 優秀管理認証機関は第12条第1項により優秀管理施設の指定の取消しをするときは優秀管理施設の指定を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。〈新設2017年4月18日〉
- ⑥ 品質認証機関は第16条により品質認証の取消しをするときは品質認証を受けた者に意見提出の機会を与えなければならない。〈改正2017年4月18日〉
- ⑦ 第4項から第6項までによる意見提出に関しては「行政手続法」第22条第4項から第6項まで及び第27条を準用する。この場合、「行政庁」及び「管轄行政庁」はそれぞれ「優秀管理認証機関」又は「品質認証機関」と読み替えるものとする。〈改正2017年4月18日〉

第116条（罰則を適用するときの公務員の擬制） 次の各号のいずれかに該当する者は「刑法」第127条及び第129条が

ら第132条までの規定による罰則を適用するときには公務員とみなす。〈改正2017年4月18日, 2019年8月27日〉

1. 第3条による審議会の委員のうち公務員ではない委員
2. 第9条により優秀管理認証又は優秀管理施設の指定業務に従事する優秀管理認証機関の役員・職員
3. 第17条第1項により品質認証業務に従事する品質認証機関の役員・職員
4. 第42条による審判委員のうち公務員ではない審判委員
5. 第64条により安全性調査と試験分析業務に従事する安全性検査機関の役員・職員
6. 第80条及び第85条により農産物検査、再検査及び異議申立業務に従事する農産物検査機関の役員・職員
7. 第89条及び第96条により検査及び再検査業務に従事する水産物検査機関の役員・職員
8. 第99条により検定業務に従事する検定機関の役員・職員
9. 第115条第2項により委託を受けた業務に従事する生産者団体等の役員・職員

第119条 (罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2012年6月1日, 2014年 3月24日, 2015年3月27日, 2017年11月28日, 2019年8月27日〉

1. 第29条第1項第1号に違反して優秀表示品ではない農水産物（優秀管理認証農産物ではない農産物の場合には、第7条第4項による承認を受けていない農産物を含む）又は農水産加工品に優秀表示品の表示をし、又はこれに類する表示をした者
- 1の2. 第29条第1項第2号に違反して優秀表示品ではない農水産物（優秀管理認証農産物ではない農産物の場合には、第7条第4項による承認を受けていない農産物を含む）又は農水産加工品を優秀表示品として広告し、又は優秀表示品と誤って認識し得るように広告をした者
2. 第29条第2項に違反して次の各目のいずれかに該当する行為をした者
 - イ. 第5条第2項により標準規格品の表示をした農水産物に標準規格品ではない農水産物又は農水産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列する行為
 - ロ. 第6条第6項により優秀管理認証の表示をした農産物に優秀管理認証農産物ではない農産物（第7条第4項による承認を受けていない農産物を含む）又は農産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列する行為
 - ハ. 第14条第3項により品質認証品の表示をした水産物に品質認証品ではない水産物を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列する行為
- ニ. 削除〈2012年6月1日〉
- ホ. 第24条第6項により履歴追跡管理の表示をした農産物に履歴追跡管理の登録をしていない農産物又は農産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列する行為
3. 第38条第1項に違反して地理的表示品ではない農水産物又は農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類に地理的表示又はこれに類する表示をした者
4. 第38条第2項に違反して地理的表示品に地理的表示品ではない農水産物又は農水産加工品を混合して販売し、又は混合して販売する目的で保管し、若しくは陳列した者
5. 第73条第1項第1号又は第2号に違反して「海洋環境管理法」第2条第4号による廃棄物、同条第7号による有害液体物質又は同条第8号による包装有害物質を排出した者

6. 第101条第1号に違反して虚偽又はその他の不正な方法により第79条による農産物の検査、第85条による農産物の再検査、第88条による水産物及び水産加工品の検査、第96条による水産物及び水産加工品の再検査及び第98条による検定を受けた者
7. 第101条第2号に違反して検査を受けなければならない水産物及び水産加工品に対して検査を受けない者
8. 第101条第3号に違反して検査及び検定結果の表示、検査証明書及び検定証明書を偽造し又は変造した者
9. 第101条第5号に違反して検定結果に対し虚偽の広告や誇大広告をした者

第122条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して、第117条から第121条までのいずれかに該当する違反行為をしたときは、その行為者を罰する他に、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はこの限りではない。

付則<第16540号、2019年8月27日>

第1条（施行日） この法律は公布後6月が経過した日から施行する。ただし、第107条の改正規定は公布した日から施行する。

第2条（優秀管理認証機関の変更申告等に関する適用例） 第9条第3項・第4項、第11条第3項・第4項、第24条第4項・第5項及び第99条第3項・第4項の改正規定は、この法の施行後、申告をする場合から適用する。

第3条（行政制裁処分の効果の継承に関する適用例） 第28条の2の改正規定は、この法律の施行後、最初にする行政制裁処分から適用する。

第4条（農産物品質管理士又は水産物品質管理士の資格試験の不正行為者の制裁措置に関する適用例） 第107条第2項及び同条第3項第1号の改正規定は、付則第1条ただし書による施行日以後に実施する農産物品質管理士又は水産物品質管理士の資格試験から適用する。